

使用前検査申請書

廃炉発官R1第148号  
令和元年11月26日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3  
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 サブドレン他水処理施設 サブドレン他浄化設備 容器<sup>※1</sup> pH緩衝塔 ※1 実施計画 II.2.35.2.1 主要仕様参照</p> <p>主要配管<sup>※2</sup> 処理装置供給ポンプ出口から 処理装置加圧ポンプ入口まで の一部 ※2 実施計画 II.2.35.2.1 主要仕様参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年8月14日 実施計画の変更認可年月日 令和元年7月2日</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができなくなった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和2年 1月 17日 至 令和2年 5月 15日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 本社 福島第一原子力発電所 [Redacted]</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期</p>	<p>令和2年 6月 15日</p>



工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

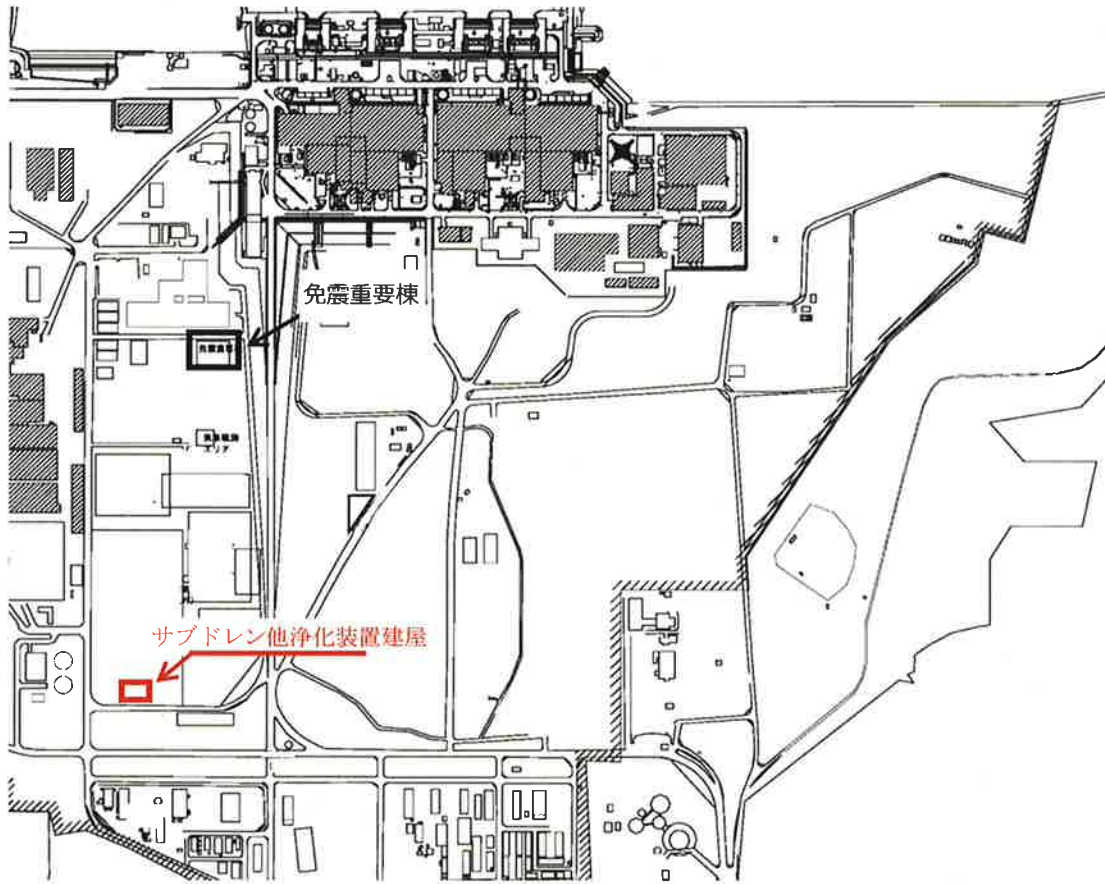
サブドレン他浄化装置建屋 : 管理対象区域

別添1 : 検査場所図

別添2 : 検査範囲図

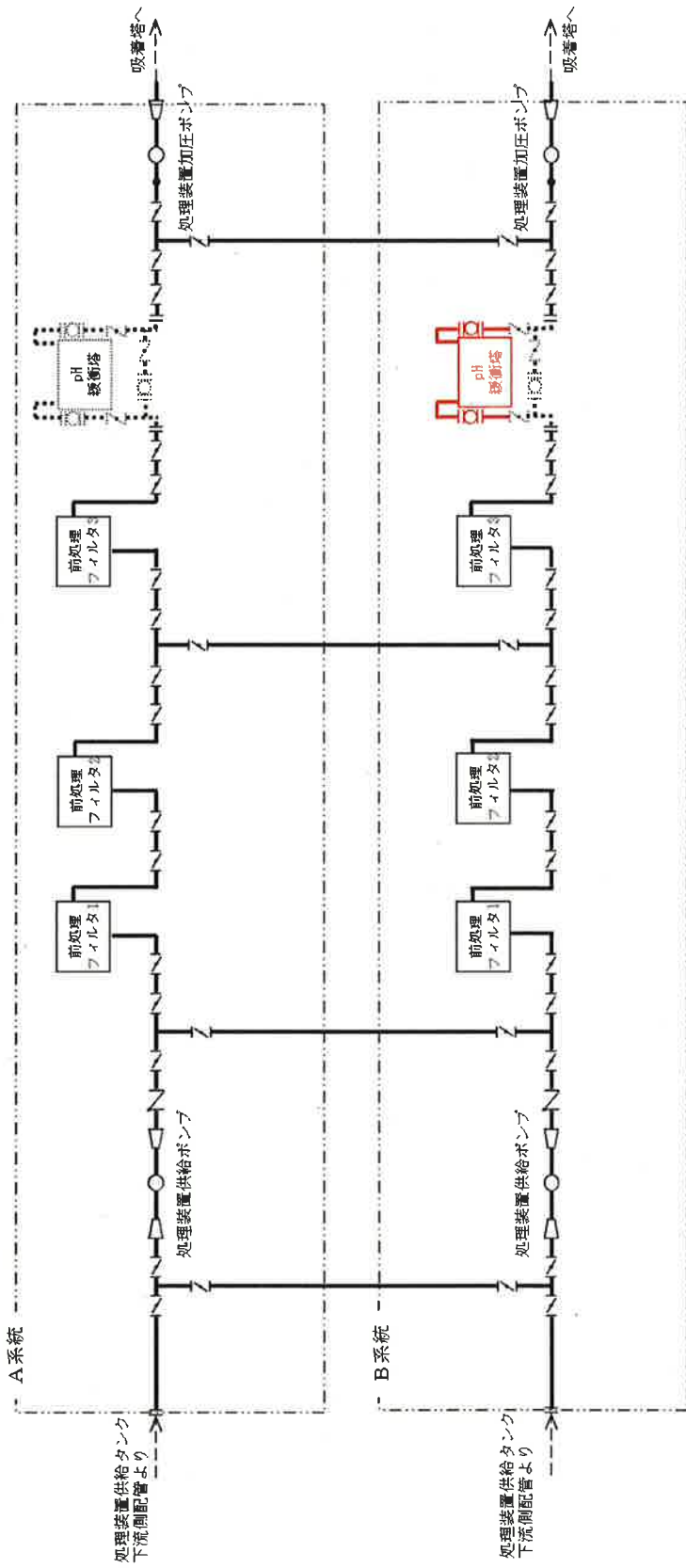
以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所



ICAI : 伸縮継手

検査範囲図

- 凡例 :
- 本申請検査範囲 (pH緩衝塔設置※範囲)
  - ⋯⋯ 別申請検査範囲 (pH緩衝塔, バイパス設置範囲)
  - 既設置設備
- ※フィルター4撤去, バイパス設置後設置